農地法第３条の規程による許可申請書

＊必要書類

　農地法第３条許可申請書（届出）申込書　　１部

　※高屋西部土地区画整理地内の申請については提出不要

　農地法第３条の規定による許可申請書　　正副２部

　※共通様式（岐阜県行政書士会の統一様式）で良い

　添付書類

　　1　位置図（住宅地図のコピー等）

　　2　公図の写し

　　3　土地利用計画図（平面図）

　　4　土地登記簿謄本（正は原本、副はコピー）

　　5　耕作証明書（町外の場合）←属地の農業委員会が発行

　　6　住民票（町外の場合）

　　7　通作地図（自宅から農地までの道順と距離）※譲受側が町内者の場合は省略

農地法第４条第１項第７号の規程による農地転用届出

＊必要書類

　農地法第４条許可申請書（届出）申込書　　１部

　※高屋西部土地区画整理地内の届出については提出不要

　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書　　正副２部

　※共通様式（岐阜県行政書士会の統一様式）で良い

　添付書類

　　1　位置図（住宅地図のコピー等）

　　2　公図の写し

　　3　土地利用計画図（平面図）

　　4　土地登記簿謄本（正は原本、副はコピー）

　　5　建物建築の場合、家屋平面図

農地法第５条第１項第６号の規程による農地転用届出

＊必要書類

　農地法第５条許可申請書（届出）申込書　　１部

　※高屋西部土地区画整理地内については提出不要

　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書　　正副２部

　※共通様式（岐阜県行政書士会の統一様式）で良い

　添付書類

　　1　位置図（住宅地図のコピー等）

　　2　公図の写し

　　3　土地利用計画図（平面図）

　　4　土地登記簿謄本（正は原本、副はコピー）

　　5　法人が譲受人の場合、履歴事項全部証明書

　　　　個人なら住民票（土地の所有者が確認できないとき）

　　6　建物建築の場合、家屋平面図

　※芝原・春日地域は席田井水土地改良区の受益地域にて、地区除外の申請が必要になります。詳細は席田井水土地改良区（℡058-322-3360）にお尋ねください。

　※都市計画法第29条の開発許可を要する場合は、その許可を証する書面が必要です。

　　　　　　　　↑60条証明（許可不要）の場合添付は不要です。